

～ 無料レポート ～

大 暴 露 !

資格試験 問題作成の

裏 側

present by コットン

無料レポート

「大暴露！！ 資格試験 問題作成の裏側」

はじめに

はじめまして。

『最速短期合格に導く資格試験7つの勉強法』
のコットンと申します。

この度は、私の無料レポート『大暴露！！ 資格試験 問題作成の裏側』を
ご覧いただき、誠にありがとうございます。

この無料レポートは、

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 多くの受験生が知らない「試験問題作成の裏側」を② あなたが知ることによって、③ 「効率良く」「無駄なく」勉強してもらいたい！ |
|--|

と思い、書きまくりました！

資格試験に限らず、「試験」と名の付くものが、どのように作成されているのか、
そのカラクリをあなたにご存知ですか？

実は、ほとんどの受験生がそれを知りません。

というより、知ることができません。

ムズかしい資格試験に合格した方たちでさえ、この情報を知っているのは、

ほんの一握り！

多くの資格試験受験生が知ることのできない情報の1つとして、
「試験問題の作成方法」が挙げられるでしょう。

しかし、資格試験を短期合格するためには欠くことのできない、**必要不可欠な**
情報です。

これからご紹介する情報は、

『最速短期合格に導く資格試験7つの勉強法』

→ <http://11shikaku.com> (いい資格ドットコム)

に記載されている**一部を抜粋**したものを、読みやすく**アレンジ**したものです。

初めて資格試験に挑もうとされている方、または、まだ資格試験の勉強を開始していない方でも納得してもらえるように抜粋したため、全ての情報を載せることができませんでした。

(す、すいません)

でも、あなたに**有益な情報**であることには代わりませんので、

ぜひご自身の勉強に役立ててくださいね！

※ ちなみに、誤解のないよう以下のことをあらかじめ「お知らせ」しておきます。

(自己紹介)

私コットンは、あなたが目指している資格試験の試験問題（本物！）を実際に作成する法務省の人間ではありません。

私は大手資格試験予備校で「司法書士」という資格の講師をし、さらに資格試験予備校が主催する模試、答案練習会（以下「答練」）の問題を作成している者です。

■ 著作権について ■

『資格試験 問題作成の裏側』（以下「本レポート」）は著作権で保護されている著作物にあたります。

本レポートの取り扱いに関しましては以下の点にご注意ください。

- ・本レポートの著作権は、コットンにあります。
- ・著作者の許可なく、本レポートの一部または全部をどのような手段かに関わらず、複製、流用、転載、転売等をする事を禁止いたします。

■ 免責事項 ■

本レポートは、著作者の経験に基づく物であり、合格を保証する物ではございません。本レポートおよびそのリンク先により、いかなる損害が発生いたしましても、その一切の責任は負いません。

あらかじめご了承ください。

目次

1. 試験問題の作成方法を知るメリット.....	6
2. 試験問題作成に必要な道具.....	9
3. 試験問題作成の流れ.....	10
3-① プランニング.....	10
3-②. 出題範囲.....	10
3-③. 難易度.....	12
★ 作問者が一番恐れること.....	12
<実話>.....	14
3-④. 問題構成.....	14
3-⑤. 作問後の流れ.....	15
4. 理想の問題.....	16
5. 過去問が中心.....	18
6. 注意事項.....	19
7. 編集後記.....	20

敵を知り，敵を利用する！

これこそが，作問方法を知る最大のメリットです。

そして，敵を利用することによって

あなたが実践している勉強法の**無駄な時間を省く**ことができます。

この無駄な時間をいかに少なくするか，これも短期合格には必要ですよ。

これから資格試験の勉強を始めようとしている方にとっては，
「合格までに必要な時間」を**初めから短縮**できてしまうようなものです。

「そんなこと，本当にできるの？」

あなたは思われるかもしれませんが，でも，本当です。

これだけでは，ありません。

肝心なことを言うのを忘れていました (><)。

試験問題の作成方法を知る『 最大のメリット 』

それは，

「過去問」の重要性がわかる！

〔 ※ 「過去問」＝過去に試験において出題されている問題を集めた本 〕

はっ？ そんなの知ってるよ！

あなたは、今、そう思われたことでしょう。

でも、

■ 本当に、その重要性を知っていますか？ ■

他の受験生や講師が「過去問が重要だから」言っているからそれを鵜呑みにしていませんか？

正直に言います

試験問題がどのように作成されているか知らなければ

「過去問」の重要性はわかりません (><) !

この試験問題の作成方法を、私は司法書士試験に合格した2年後に知りました。

「ああ、こうゆう風に試験問題を作っていたのか。

もっと早くに知っていれば、無駄な勉強をしなくて、短期合格ができたのにな〜」

もし私が受験生の時に「問題作成の裏側」を知っていたら、これを利用して1年、いや2年は早く合格できたのではないのかと、今でも本当に悔しくなってしまう。

では、具体的にどのように問題が作られていくのかを、記していきたいと思います。

2. 試験問題作成に必要な道具

問題作成者が作問をする時には、やはり道具（以下「資料」）が必要となってきます。何の資料も見ずに作問をする人はいません。

では、どのような資料が必要なのでしょうか？

ここでは、法律系の資格試験を例にしてみます。

たとえば、「民法」の問題を作成するとします。資料としては、主に以下の書籍が挙げられます。

- ・ 六法（判例六法，模範六法等の判例が掲載されているもの）
- ・ 過去問
- ・ 注釈民法（有斐閣）
- ・ 判例百選（有斐閣）
- ・ 重要判例解説（有斐閣）
- ・ 基本法コンメンタール（日本評論社）
- ・ 新判例コンメンタール（三省堂）

もちろん、これ以外の資料を使用することは当然にあります。が、やはりメインの資料として使用するのには、これぐらいだと思います。

他の資料は、もっと細かい部分を専門的に解説している資料になりますので、そういった情報が必要だと感じたときに、本棚から随時引っ張り出してきます。

3. 試験問題作成の流れ

3-① プランニング

法律的知識が深く、多くの試験問題を作成したことのある人ほど、むやみやたらに問題を作り出すことはしません。

まず、問題を作るために

- A どの範囲から出すのか？
- B どのぐらいの難易度にするか？
- C どのような問題構成にするのか？

を設定しなければなりません。

(私はBとCの設定が苦手で、問題を作りながら「これじゃダメだ!」「ここはボツだ!」と四苦八苦しなから作ってます。・・・トホホ)

では、具体的に見ていきましょう。

3-②. 出題範囲

Aの「範囲」については、あらかじめ一定の範囲を与えられる場合がほとんどです

たとえば

- 例) ・ 債権から1題
- ・ 債権総論から1題
- ・ 債権総論の債権者取消権から1題

※ 民法の「債権編」には、債権総論と債権各論という2つの項目があり、さらに債権総論の中に債権者取消権(民§424)という項目があります

のようにです。たまに、「何でもいから作って!」と言われることがあります、それが一番困る!と言いたくなってしまいます。

(実際の試験の作成であれば、相当細かい指定がされている可能性があります)
また、この時には、前もって(後になって言われることもあるが)

「この判例は使わないでね。他の問題とダブってしまうから。
当然、この条文も使わないで」

のように、作問に使用してはならない範囲も言われることがあります。

このように指定された範囲、条件を満たすように、
「この条文を使って問題を作成しよう」
「この判例を使って問題をつくってみよう。」
と、一応のアタリをつけます。

ここではあくまでアタリ程度です。つまり予想程度。

択一問題は、多くの試験で1問につき5つの問題(=5つの「肢」と呼ばれます)
で構成されていますが、実際に問題を作成していくうちに、

- ・ あらかじめ設定した範囲では5つの肢を作れない(4つしか作れないとか)
- ・ 1の肢を解くと、4の肢の正解が分かってしまう

等々の矛盾が発見されるときも多々あるからです。

よって、この時点では、あくまでアタリ。

そして、このアタリをつけるために使用する道具が・・・

六 法 です。

六法は、情報の宝庫です。

「条文」が載っているのは当然として、
多くの「判例」が項目ごとに整理されて載っています。

六法は、字が細かいのですが、このように多くの情報が一挙に見渡せ、アタリをつけるにはとても便利な道具なのです。

しかも、六法に載っていること（特に条文）には、間違いがないですからね！
安心して作れます。

3-③. 難 易 度

道具が揃い、六法で問題の出題範囲をある程度絞っても、
まだ作問には取りかかりません。

次にその問題の「難易度」を設定しなければいけないからです。

この難易度の設定が、作問者の腕の見せ所！
というより、実は**悩みどころ**なのです。

★ 作問者が一番恐れること

ここで、ちょっと話しをずらします（少しだけです）。
あなたは、作問者が何を恐れているのか、知っていますか？

仮に、難しい判例等を使用して、誰にでも解けない問題を作問者が作って、
実際の試験問題に載せたとします。

どのようなことが起こるのでしょうか？

ブーイングの嵐です。

抗議の電話，抗議の手紙の嵐です。

それも，日本全国から（資格試験は全国規模の実施ですからね）

資格試験の問題作成者が最も恐れるもの，それは，この「抗議」です。

間違った問題を作らないことは当然のことですが，作問者はこのような抗議を受けないため，問題の難易度に頭を悩まします。

そして多くの作問者は「難しく設定しない」ことを選択します。ムズカシク問題を作るとすれば，「ちょっとだけムズカシク作る」。

ここで，もう1つ考えなければならないことがあります。

そもそも「ムズカシイか否か」は，何と比較して決めているのでしょうか？
何かその基準となるものがあると思いますか？

あります。 確実にあります。

それが「過去問」です。

これは間違いがありません。

作問者は，その過去問を見ることによって，その資格試験の難易度を測り，それを参考にして自分が作る問題の難易度を決定するのです。

よって、過去問は、作問をする側の人間においても、1番重要な資料なのです。

<実話>

以前、私が働いている資格試験予備校に、法務省の人が来たことがありました（法務省じきじきの訪問に私たちがビックリ！）

彼らは民間の予備校に何を調査しに来たのか？

それは、試験問題の「難易度」でした。そう、彼らは

「最近の試験の難易度、どう思いますか？ 難しすぎますか？」

という質問をしに来たのです。

この実話からもお分かりになるでしょう。彼らが恐れているのが・・・。

3-④. 問題構成

作成する問題の範囲を設定し、その難易度が決まった後に、問題構成をします。

問題構成とは「出題形式をどのようにするか」です。

これは、「作問に独自性を出したい」という作問者のエゴ？ 見たいなものです。

- ・ 単純正誤で出題するか
- ・ 組合せ問題で出題するか
- ・ 見解問題で出題するか
- ・ 教授と学生の会話にするか？
- ・ 学生のレポート風にするか？

等々、いろいろな形式があるので。

しかし、扱っている問題によって相性が悪い形式もありますので、ここで選択を誤ると、後でボツになる可能性もあり、やはり気が抜けません。

3-⑤. 作問後の流れ

四苦八苦しなから問題を作成した後は、他の資料にも当たって作成した問題が間違っていないかを自分でチェックします。

そして、自分が作った問題には、必ず第三者のチェックが入ります。これがいわゆる作問後の「ミーティング」です。

このミーティングは非常に重要です。問題を作るということは、自分の法律感覚で問題を作るということでもあるのですが、その感覚が間違っている可能性もあります。自分が知らない見解、判例等も当然にあります。

やはり、それを複数の人間にチェックしてもらう必要がでてきます。

このミーティングでは

- ・ 誤字脱字がないか？
- ・ 問題が成立しているか？
- ・ 別の角度から見た場合でも正誤が合っているか
- ・ 別の法律と抵触していないか
- ・ 問題が他の問題と重複していないか
- ・ 難易度が適切かどうか

等々を、約4～5人で検討を重ねます

(10人でミーティングをしているという所もあるようです)

ここでは、自分が作った問題が、他人から「ああた、こうだ」と容赦なく意見(批判?)が浴びせられます。(これもいわゆる「抗議」ってやつ?)

よって、へたな問題は作れません。あまりに酷い問題を作ってしまうと、配った原稿が、修正文いっぱい埋め尽くされていたりするときもあります。とっても胃が痛く、嫌な時間です。

ここで意外にみんなの頭を悩ませるのが、「難易度が適切かどうか」です。

正直、ムズかしい問題と感ずるかどうかは、個人個人で違ふ部分がありますので、この難易度の設定は作問する側でも頭を悩ましてしまうのです。

大体は、全受験生のレベルを2で割って、少しムズカシイくらいなら「想定範囲内」じゃないのか？みたいな感じで作っていると思います。

〔 ※ これは、あくまで、私が過去問を分析した結果の感想です。
はっきりしたことが言えなくてスイマセン。 〕

そして、このミーティングで全員のGOサインが出て、問題の完成となります。

※ 実は、その後にも、また別の人たちに2、3回チェックされるのですが、問題作成はここまでですので、それらについては割愛します。

4. 理想の問題

一般に「良い問題」とは、どんな問題を指すのでしょうか？

良い問題というのをあえて挙げるとすれば、

- ・ 条文の原則（制度趣旨）から正解が導ける問題。
- ・ 2つの条文の原則を考えれば、正解が導ける問題。
- ・ 原則となる判例の趣旨を考えれば、正解が導ける問題。
- ・ 原則となる判例2つの趣旨を考えれば、正解が導ける問題。

を指すのだと私は思います。

つまり、

その法律（条文）の原則（制度趣旨）が分かっているならば、たとえ始めて見る問題であっても正解が導ける問題

これが良い問題、つまり「理想的な問題」です。

では、このような「良い問題」ばかりが、実際の試験問題に出題されているのでしょうか？

答えは、**NO**です。

正直に言ってしまいます。

このような「良問」、そうそうできません。良い問題を作りたいという意欲を持って問題作成に望みますが、なかなか出来ません。

「良い問題が結果的にできた」という方が圧倒的に多いです。

これは、試験問題を作成している人たちにも、同じことが言えます。

毎年、試験問題を見ていますが、その中には

「なんでこんな下らないものを出したんだ？」

「ああ、この5つの肢のうち、4つまでは凄くいい問題だな。

あとは手を抜いたな。力尽きたって感じ」

というものが存在するからです。

よって、

- ・単純に、新しい判例を出題して知識を問う
- ・見解問題（論理問題）を出題して法律操作をさせる
- ・似て異なる制度を比較させる
- ・過去の問題を重複して出題する

と色々な手法を使って問題を作成せざる終えないというのが現状です。

（過去の問題を重複して出題も、手法の1手段です。とほぼ。）

5. 過去問が中心

私が受験生だった頃にも「過去問は重要だ！」「過去問をやれば合格できる！」と言った類の言葉を耳にしていました。

でも、正直、私にはその意味が分かりませんでした。

そう言っている方（講師の方、多くの受験生）はなぜ過去問が重要なのか、その理由を具体的に、私でも納得できるように説明してくれた人はいませんでした。

なぜ、「過去問は重要だ！」とおっしゃっていた方たちは、その理由を私に説明してくれなかったのでしょうか？

それは、上手く伝えられなかったというより、「実は過去問の重要性がよく分かっていなかった」という方の多かったのだと思います。

でも、この無料レポートを読んだあなたは、もう過去問の重要性がお分かりですね？

ここで、ちょっと過去問の重要性をおさらいして見ましょう。

- ・ 問題の作成者も参考にしている（難易度設定のため）
- ・ 重複して出題される可能性が高い（良問が作りにくいから）

つまり、受験生と同様か、それ以上に、資格試験を作問している人間も、相当に「過去問」を見ている！ ということです。

そう、過去問とは、これから作られる試験問題の

ネタ本 のようなものなのです。

単なる「過去に出題された問題」の集まりというだけではないのです

6. 注意事項

ここで、あなたに気をつけて頂きたいことが1つあります。

この無料レポートの中の「3. 作問に必要な道具」で問題作成者が民法の作問をするときの道具として、いくつかの書籍を挙げました。

- ・ 六法（判例六法，模範六法等の判例が掲載されているもの）
- ・ 過去問
- ・ 注釈民法（有斐閣）
- ・ 判例百選（有斐閣）
- ・ 重要判例解説（有斐閣）
- ・ 基本法コンメンタール（日本評論社）
- ・ 新判例コンメンタール（三省堂）

これらのうち、「注釈民法」と「新判例コンメンタール」は絶対に購入しないで下さい。この2つの本は、裁判所の裁判官が使用しているぐらいの、法律の実務化が使用する専門書です。

これら2つの本が資格試験の勉強のために役立つ本だとは思わないで下さい。劇薬中の劇薬です。これらの本を購入し読むことは、資格試験の勉強にとっては逆効果になります。私もこの無料レポートの中にあえて細かく記載することはしませんでした。

もし、民法の勉強に役立てるための本を紹介して欲しいと思うのであり、「基本法コンメンタール（日本評論社）」をお勧めします。この本は比較的易しく書いてあります。

7. 編集後記

以上になりますが、「大暴露！！資格試験 問題作成の裏側」はいかがだったでしょうか？

過去問の重要性を知ることは、資格試験を短期で合格するために必要不可欠な要素です。

この無料レポートを読んで「**だから過去問って重要なんだ**」

と心から納得して頂けたなら、大変嬉しく思います。

しかし、残念ながら、合格率の低い資格試験ほど、過去問の重要性を知っているだけでは短期合格がムズカシイといわざるおえません。

「えっ！何で！」

と思われたことでしょう。

合格率の低い資格試験は、短期合格とはいっても、半年・1年（中には1年半）という長丁場になります。

集中力・根性等の類では、この長丁場を乗り切ることはできません。

短期合格を目指すのであれば、「適切な勉強方法」「インプット」「アウトプット」「答練の活用法」「モチベーション」「長期・中期・短期の戦略」「家族、恋人の支え」等々がトータルで必要になってきます。

難しい試験ほど、長丁場になり、さらに最悪なことに、多くの受験生は迷路に迷い込みます。

それも、相当に深い迷路
(マリワナ海溝より深いかも・・・)

司法試験に20年
司法書士に10年
行政書士に5年
宅建に4年

深い迷路に迷い込んで、長期間の受験期間に陥る人、少なくないんですよ。実は。

長丁場の、難しい試験を短期で合格するには
「迷わずに」「一直線で」
合格地点にたどり着く必要があります。

そして、最速の短期合格に必要な**全てのスキル**が記されているのが、

『最速短期合格に導く資格試験7つの勉強法』

↓ ↓ ↓

<http://11shikaku.com>

資格試験を「短期」で「最速」で合格したいと思っている方は、一度下記のホームページを覗いてみてください。

ここから→ <http://11shikaku.com>

最後となりますが,この無料レポートをお読みいただき,日ごろの勉強に役立て,あなたが最速,最短で合格できるように心から願いつつ,筆を置きたいと思います

最後までお読みいただき,ありがとうございました。

コットン